

# ～「口座振替済通知書」の廃止について～

「響きあう心 拓く明日 但馬中央の郷」の実現を目指す養父市は、まちの将来像を実現するために、「安心」、「活力」、「快適」、「生きがい・楽しみ・誇り」、「行政改革の推進」の5つを施策の柱に掲げ、まちづくりを進めています。

特に、財政状況が非常に厳しい中、市政運営の無駄を省き、経費節減のためのアイデアを組み入れながら、皆さんの生活の中で大きな不利益や支障がなく、市にとって経費の節減になる行政改革を積極的に行うことが求められています。

このような状況から、**行政改革の一環として、また省資源化を推進するために、每期別の市税などの各種納付金について、「口座振替済通知書」の送付を平成19年度から廃止することとしました。**これは、現在全国の自治体でも進められているものです。口座振替済通知の廃止後は、指定口座の通帳で毎期の振替分の確認をしてください。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 【現在「口座振替済通知書」を発行しているもののうち、今後廃止するもの】

- 市県民税⇒平成19年第1期(6月振替分)から
- 固定資産税⇒平成19年第1期(5月振替分)から
- 国民健康保険税⇒平成19年第2期(7月振替分)から
- 水道料金・下水道使用料・し尿処理手数料・浄化槽清掃手数料⇒平成19年4月分(5月振替分)から
- 市営住宅使用料・幼稚園費⇒平成19年4月分(4月振替分)から

\*軽自動車税については、車検時に納税証明として必要なため、これまでどおり口座振替済通知書をお送りします。

\*現在、口座振替済通知書が送付されている方のうち、今後も従来どおり必要な方は、4月末日までに各担当にご連絡ください。

\*複数の口座振替済通知書を今後も必要とする場合、いずれかの担当で他の通知書のものを受け付けます。

\*口座振替済通知書は廃止しますが、納税証明書、納付証明書は市役所窓口において交付させていただきます。詳しくはお問い合わせください。

## 【お問い合わせ】

※引き続き、口座振替済通知書を必要とする場合の連絡先

■ 市県民税・固定資産税・国民健康保険税  
総務部税務課 (☎ 662-3164)

■ 水道料金  
企業局水道事業所 (☎ 664-1470)

■ 下水道使用料  
企業局下水道課 (☎ 664-1629)

■ し尿収集手数料・浄化槽清掃手数料  
企業局衛生公園 (☎ 664-2010)

■ 市営住宅使用料  
都市整備部都市計画課 (☎ 664-1981)

■ 幼稚園費  
教育委員会学校教育課 (☎ 664-1627)

## 【地域局等へお問い合わせの場合…】

政策監理部八鹿振興課 (☎ 662-7601)

養父地域局振興課 (☎ 664-0281)

大屋地域局振興課・産業建設課 (☎ 669-0120)

関宮地域局振興課 (☎ 667-3500)

関宮地域局産業建設課 (☎ 667-3501)

## 注意 高齢者の交通事故が多発しています！

養父市内で高齢者の交通事故が多発しています。

特に、夕暮れ時から夜間にかけて発生しており、出歩く時は必ず反射タスキなどの反射材を着用し、明るい色の服装を心がけましょう。

また、「危ないよ」「ダメですよ」「気をつけて」と一声かけることによって、高齢者の方が交通事故の犠牲とならないよう、地域ぐるみで見守り運動に取り組みましょう。

